

(別添4)

第三者評価結果に対する福祉サービス事業者のコメント

(令和2年 10月21日記載)

施設として第三者評価の受審は平成23年度以来2回目となりますが、ほとんどの職員が初めての経験でした。そのため、全職員が第三者評価事業の定義と目的を理解するために、評価機関の方に職員への事前説明会を3回に分けて開催していただきました。

職員一人ひとりが行う自己評価項目が全部で337項目、その後の利用者調査、訪問調査を実施するとの説明があり、『手間と時間のかかる評価』という印象でしたが、これだけのことをやるのだから事業改善のきっかけにしたい、との思いがありました。

1、2月に事前説明会、2月に自己評価を行ったところで新型コロナウイルス感染症の流行があり、4月に予定していた利用者調査と訪問調査ができず、3カ月遅れの実施になりました。それもコロナ対策のため、利用者と職員の聴き取り調査では、時間短縮、マスク着用、シールド越しの対話をしていただく等のご協力をしていただき、ようやく調査を無事終了することができました。感染対策への理解とスケジュール調整にご協力いただいた評価機関の皆さまには感謝いたします。

利用者調査では、コロナ禍で職員以外と話す機会が久しぶりというご利用者もあり、面談を終えたご利用者がとても良い表情でした。自分の思いを聞いてもらえるということが、とても大事だと改めて感じました。

評価結果では、自分たちが力を入れて取り組んできた事項を認めていただき自信になりました。また、やるべきことの理解が深まったと感じております。改善が必要な点については、今後法人内において仕組みづくりを行い、次回受審の際には更に良い評価がいただけるよう取り組んでいきたいと思っております。

施設長 山崎 幸代

- * 公表の同意をした場合は、評価機関に、電磁的に作成し電磁的に保存した媒体及び当該媒体を出力した書面（署名及び押印をすること。）を提出すること。
- * 評価機関は、福祉サービス事業者から提出のあった当該書面を県へ提出すること。